

証券コード 7976
平成22年3月10日

株 主 各 位

東京都品川区東大井五丁目23番37号
三菱鉛筆株式会社
代表取締役社長 数 原 英一郎

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、当社第135回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年3月25日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年3月26日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（きゅりあん）7階イベントホール（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第135期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第135期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）改定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mpuni.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に輸出の回復など景気悪化に底打ちの兆しがみられるものの、全体的には長引く世界的な不況の影響を受け、依然として企業業績や雇用情勢は低迷したまま推移しました。

当社グループが属する文具業界におきましても、特に欧米諸国向けの大幅な輸出減少による国内の企業業績の低迷により、オフィス需要の減少や、消費マインドの冷え込み、さらには円高・デフレも加わり非常に厳しい企業環境が続きました。

このような状況の中、当社グループにおきましては、社是である「最高の品質こそ最大のサービス」のもと、高品質で差別化された商品の開発に取り組むとともに、グループ全体で在庫の削減やコストダウンを行ってきました。これらの活動により、新機構のシャープペンシル「KURU TOGA」や、シャープ替芯「uni NanoDia」、滑らかな書き味が好評の「JETSTREAM」、自分にあった機能とスタイリングが選べる「STYLE-FIT」などのヒット商品が生まれ、これら新製品群の販売とコスト削減により大幅な企業業績の悪化を避けることができました。

この結果、当連結会計年度における売上高は482億78百万円（対前年10.5%減）、営業利益は31億76百万円（対前年26.1%減）となりました。また、経常利益は為替相場が引き続き円高傾向ではあるものの前連結会計年度に比べて比較的穏やかに推移した事から37億92百万円（対前年0.3%減）になり、さらに当期純利益は23億54百万円（対前年18.2%増）となりました。

事業部門別の業績をみますと、筆記具および筆記具周辺商品事業部門の売上高は、オフィス需要の減退と個人消費低迷の影響を受け455億7百万円（対前年10.8%減）となりました。また、その他の事業部門の売上高も27億71百万円（対前年5.2%減）と前連結会計年度を下回る結果となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は、23億53百万円でした。この設備投資のうち主なものは群馬工場内に建設した新研究開発棟で、筆記具や筆記具周辺商品の新製品の開発、品質向上、安全性の確保、環境への対応を目的とし、さらには、化粧品やカーボン製品などにも成果を広く応用展開する事をめざしたものです。

この他にも、好調なボールペンの新製品の増産に対応するためおよび生産合理化のために設備投資を実施しました。

これらの設備投資は殆どすべてが、筆記具および筆記具周辺商品事業に関するものです。なお、その他の事業に関する設備投資につきましては、重要なものはございません。

**(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(4) 他の会社（外国会社を含む）の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**(8) 対処すべき課題**

当社グループは、「最高の品質こそ最大のサービス」を基本理念におき、「世界一の筆記具メーカー」になる事をグループ全体の長期ビジョンに掲げております。

このような状況のもと、当社は品質向上と技術革新に努め、多様化したお客様のニーズを汲み取り、高付加価値で差別化された製品の開発と販売に努めます。また、筆記具以外にも筆記具で培った技術を応用し、化粧品アイライナーや炭素材、染色インクなどの新規事業の開拓にも積極的に取り組んでいきます。

当社は、環境問題についてもいち早く取り組み、リサイクル材を使った製品を数多く発売してきております。また、顔料分散技術を利用した繊維染色インクは環境にやさしいインクとして注目を集めております。今後ともあらゆる企業活動を通じて廃棄物の減量と資源のリサイクル、環境にやさしい製品を開発し、環境保全に努めてまいります。

さらに、これら事業活動を展開するにあたり、コーポレートガバナンスの体制や、財務報告の適正性を保つ内部統制制度を整えてまいります。

(9) 直前3事業年度の財産および損益の状況等

① 直前3連結会計年度の企業集団の財産および損益の状況

| 区 分            | 第132期<br>(平成18年12月期) | 第133期<br>(平成19年12月期) | 第134期<br>(平成20年12月期) | 第135期<br>(当連結会計年度)<br>(平成21年12月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 57,607               | 56,470               | 53,949               | 48,278                            |
| 営 業 利 益(百万円)   | 4,872                | 5,604                | 4,299                | 3,176                             |
| 経 常 利 益(百万円)   | 5,466                | 5,884                | 3,805                | 3,792                             |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 3,192                | 3,715                | 1,992                | 2,354                             |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 99.36                | 115.69               | 63.05                | 75.07                             |
| 総 資 産(百万円)     | 70,561               | 68,762               | 64,335               | 61,590                            |
| 純 資 産(百万円)     | 45,219               | 45,299               | 43,118               | 43,479                            |
| 1株当たり純資産額(円)   | 1,376.83             | 1,410.26             | 1,346.91             | 1,393.59                          |

② 直前3事業年度の当社の財産および損益の状況

| 区 分            | 第132期<br>(平成18年12月期) | 第133期<br>(平成19年12月期) | 第134期<br>(平成20年12月期) | 第135期<br>(当事業年度)<br>(平成21年12月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 45,242               | 45,061               | 44,492               | 37,535                          |
| 営 業 利 益(百万円)   | 2,513                | 3,114                | 1,942                | 986                             |
| 経 常 利 益(百万円)   | 3,747                | 3,872                | 2,211                | 1,789                           |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,205                | 2,387                | 1,368                | 1,242                           |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 66.50                | 72.20                | 42.05                | 38.23                           |
| 総 資 産(百万円)     | 61,101               | 58,691               | 54,736               | 51,037                          |
| 純 資 産(百万円)     | 39,276               | 38,030               | 36,341               | 35,688                          |
| 1株当たり純資産額(円)   | 1,184.39             | 1,168.49             | 1,116.69             | 1,113.70                        |

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                | 資本金       | 当社の出資比率         | 主要な事業内容   |
|------------------------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 山形三菱鉛筆精工(株)                        | 20百万円     | 100.0%          | 当社仕様製品の製造 |
| 三菱鉛筆東京販売(株)                        | 18        | 90.4<br>(30.5)  | 当社製品の卸売販売 |
| 三菱鉛筆関西販売(株)                        | 15        | 100.0<br>(50.0) | 当社製品の卸売販売 |
| MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. | 3,575千米ドル | 100.0           | 当社仕様製品の製造 |

(注) ( )内は間接所有の割合で内数です。

(11) 主要な事業内容 (平成21年12月31日現在)

- ① 筆記具および筆記具周辺商品事業部門  
鉛筆、シャープペンシル、シャープ替芯、油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインクボールペン、サインペンなどの筆記具とOA用品、シャープナー、筆入、消しゴム、修正用品および化粧品などの筆記具周辺商品の製造および販売を行っております。
- ② その他の事業部門  
粘着テープ、ホビー用品の製造および販売を行っております。

(12) 主要な事業所および工場 (平成21年12月31日現在)

- ① 当社の主要な事業所および工場
- |       |             |
|-------|-------------|
| 本社    | 東京都品川区      |
| 横浜事業所 | 神奈川県横浜市神奈川区 |
| 群馬工場  | 群馬県藤岡市      |
| 山形工場  | 山形県東置賜郡     |
- ② 主要な子会社の事業所
- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| 山形三菱鉛筆精工株式会社                       | 東京都品川区   |
| 三菱鉛筆東京販売株式会社                       | 東京都墨田区   |
| 三菱鉛筆関西販売株式会社                       | 大阪府大阪市西区 |
| MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. | ベトナム ハノイ |

(13) 使用人の状況（平成21年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門              | 使用人数            | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------------|-----------------|-------------|
| 筆記具および筆記具周辺商品事業部門 | 2,644 (1,143) 名 | 22名減 (49名減) |
| その他の事業部門          | 113 (151) 名     | 1名増 (7名増)   |
| 合計                | 2,757 (1,294) 名 | 21名減 (42名減) |

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に当連結会計年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数        | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 575 (149) 名 | 31名減 (18名増) | 40.8歳 | 17.9年  |

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に当事業年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成21年12月31日現在）

| 借入先             | 借入額    |
|-----------------|--------|
| 株式会社横浜銀行        | 226百万円 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 202    |
| 株式会社三井住友銀行      | 140    |
| 住友信託銀行株式会社      | 85     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 62     |
| 中央三井信託銀行株式会社    | 62     |

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために上記取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しており、その総額は12,000百万円です。また、この契約に基づく借入実行残高は780百万円です。（各借入先ごとの金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式の状況（平成21年12月31日現在）

(1) 発行済株式の総数 33,143,146株

(2) 株主数 4,321名

### (3) 大株主（上位10名）

| 株主名                    | 所有株式数    | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 |
|------------------------|----------|---------------------|
| 株式会社横浜銀行               | 16,246百株 | 5.06%               |
| 株式会社みずほコーポレート銀行        | 16,246   | 5.06                |
| 三菱鉛筆取引先持株会             | 15,833   | 4.94                |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口 | 15,079   | 4.70                |
| 株式会社三井住友銀行             | 12,668   | 3.95                |
| 大同生命保険株式会社             | 11,720   | 3.65                |
| ニッセイ同和損害保険株式会社         | 9,515    | 2.96                |
| 三井住友海上火災保険株式会社         | 9,515    | 2.96                |
| 住友信託銀行株式会社             | 9,510    | 2.96                |
| 明治安田生命保険相互会社           | 8,997    | 2.80                |

(注) 上記のほか、当社は自己株式を10,981百株保有しております。また、上記「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除して算出しております。

### (4) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

**3. 会社の新株予約権等の状況**

**(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

#### 4. 会社の役員の状況

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成21年12月31日現在）

| 会社における地位         | 氏名    | 担当および重要な兼職の状況                                                    |
|------------------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 数原英一郎 | 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長<br>MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役 |
| 専務取締役            | 数原徹郎  |                                                                  |
| 常務取締役            | 本山幸利  | 生産担当                                                             |
| 取締役              | 横石浩   | 海外営業部長                                                           |
| 取締役              | 根本和夫  | 国内営業部長                                                           |
| 取締役              | 中村文俊  | 人事・総務担当兼コンプライアンス担当兼年金担当                                          |
| 取締役              | 桜井清和  | 技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当                                             |
| 取締役              | 永澤宣之  | 財務・法務・システム担当                                                     |
| 取締役              | 小倉紀郎  | 全社品質担当                                                           |
| 取締役              | 深井明   | 生産統括部長兼横浜事業所長                                                    |
| 取締役              | 清水啓史  |                                                                  |
| 取締役              | 矢作恒雄  | 慶應義塾大学名誉教授<br>尚美学園大学大学院教授<br>スルガ銀行株式会社社外取締役                      |
| 常勤監査役            | 福田治夫  |                                                                  |
| 常勤監査役            | 安藤陽一  |                                                                  |
| 監査役              | 津村和孝  | 株式会社横浜銀行常勤監査役<br>新興プランテック株式会社社外監査役                               |
| 監査役              | 松本傳   | 品川リフラクトリーズ株式会社社外監査役<br>株式会社日本証券クリアリング機構社外監査役                     |

(注) 1. 当事業年度中における取締役の担当の変更は次のとおりであります。

- ①三菱鉛筆東京販売株式会社代表取締役社長を兼任しておりました取締役根本和夫氏は、平成21年6月30日付で同社代表取締役を退任し、平成21年8月1日付で取締役国内営業部長に就任いたしました。
- ②取締役清水啓史氏は、平成21年8月1日付で取締役国内営業本部長から取締役に担当変更となりました。
2. 取締役のうち矢作恒雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち津村和孝氏および松本 傳氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役松本 傳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分             | 支給人員        | 報酬等の額             |
|-----------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役           | 12名         | 231百万円            |
| 監 査 役           | 4名          | 45百万円             |
| 合 計<br>(うち社外役員) | 16名<br>(3名) | 276百万円<br>(15百万円) |

- (注) 1. 役員の報酬限度額は、平成20年3月27日開催の第133回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として400百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬等の額として60百万円以内と決議いただいております。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度の職務執行に係る役員退職慰労引当金として引き当てた金額40百万円（取締役12名に対する金額32百万円、監査役4名に対する金額8百万円、うち社外役員3名に対する金額2百万円）が含まれております。
3. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役矢作恒雄氏は、平成21年12月31日現在、慶應義塾大学名誉教授および尚美学園大学大学院教授ならびにスルガ銀行株式会社社外取締役を兼任しております。なお、当社とこれらの法人等との間に特段の関係はありません。

監査役津村和孝氏は、平成21年12月31日現在、株式会社横浜銀行常勤監査役および新興ブランテック株式会社社外監査役を兼任しております。株式会社横浜銀行は当社の筆頭株主であり、当社は株式会社横浜銀行との間に借入金等の取引関係があります。当社と新興ブランテック株式会社との間に特段の関係はありません。

監査役松本 傳氏は、平成21年12月31日現在、品川リフラクトリーズ株式会社社外監査役および株式会社日本証券クリアリング機構社外監査役を兼任しております。当社とこれらの法人等との間に特段の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|               | 活 動 状 況                                                                                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 矢 作 恒 雄 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、経営政策・経営戦略の専門家の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                   |
| 社外監査役 津 村 和 孝 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回に出席し、監査役会9回のうち9回に出席しております。取締役会では、主に金融機関における豊富な経験に基づいた視点から、取締役の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、監査役相互の意思の内容や根拠を検討し、積極的に発言しております。 |
| 社外監査役 松 本 傳   | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に出席し、監査役会9回のうち9回に出席しております。取締役会では、必要に応じ、財務会計の専門家の立場から取締役の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、監査役相互の意思の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っております。    |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については5百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額、社外監査役については1百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 48百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社数社は、当社の会計監査人とは別の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人の解任を決定いたします。また、取締役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の請求または同意により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成20年12月11日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の基本方針を決議しております。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、三菱鉛筆グループ全体の取締役・監査役・使用人が法令・定款のみならず社会規範や企業倫理を遵守するための指針として「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」を制定し、その周知徹底を図る。
  - ロ. 取締役会は、職務執行が法令・定款・社会規範・企業倫理に適合すること（以下、「コンプライアンス」という。）を確保するための体制の統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を選定する。コンプライアンス担当取締役は、取締役・監査役・使用人に対するコンプライアンス体制の充実に有効な教育プログラムの企画立案、実行を担当する。
  - ハ. 取締役会は、代表取締役およびその他の取締役が行う業務の妥当性を監督する。また、業務執行に関与しない社外取締役は、取締役会への出席その他の機会により、取締役の職務執行に対する監督を行う。これらの体制によって経営監視機能の強化や透明性の確保に努める。
  - ニ. 常勤監査役は、コンプライアンス担当取締役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は取締役会および監査役会に適宜報告される。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

各取締役は、適切に職務を執行するために必要な、重要な契約書、議事録、法定帳票やその他の情報を記載した文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）を適切に作成、保存、管理する体制を構築し、取締役または監査役がこれらの文書等を適時に閲覧できる状態を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役会は、業務執行部門ごとに担当取締役を選定するとともに、事業運営における損失の危険を排除、予防するために必要な社内規則を定める。各担当取締役は、日常の業務遂行における損失の危険を評価し、必要な予防措置を講じる。損失の危険が当社の業績に重大な影響を及ぼすおそれが生じる場合には、担当取締役は速やかに代表取締役に報告し、代表取締役は緊急の取締役会を開催して早急にその対応を行う。

ロ. 損失の危険の要因が複数部門にわたる場合には、取締役会は、関連各部署の委員による委員会を設置し、部門横断的に適切な損失予防策の立案、実行を命じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催して迅速かつ適切な意思決定を行う。

ロ. 当社は、取締役、監査役、部長職以上の使用人で構成される部長会を毎月1回開催し、会社方針の伝達、課題認識の共有、各部門からの月次報告による状況把握を行う。

⑤ 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、子会社および関連会社（以下、「子会社等」という。）の取締役または監査役として当社の取締役または監査役、使用人を最低1名各社に派遣する。当該取締役は子会社等の取締役の職務執行を監督・監視し、当該監査役は当社の監査役と連携して子会社等の業務執行状況を監査する。

ロ. 子会社等の経営は、子会社等の責任者の自主性を尊重する。子会社等の責任者は、当該子会社等を担当する取締役および財務担当取締役に事業内容および業績について定期的な報告を行い、重要事項については事前協議を行う。

ハ. 当社の監査役は、子会社等の定期的な監査を実施し、必要に応じて当社の監査役会に諮り、当社グループ全体として適切な連携を図る。

- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、企業規模等を勘案し、監査役の職務を補助すべき使用人を当面配置しないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲でこれを配置する。また、当該使用人の任命、異動等人事権にかかる事項の決定については、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保する。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

各担当取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループ全体の業績に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役または使用人に対して報告を求めることができる。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と適宜意見の交換等を行う。また、監査役会は、監査の着眼点、業務の適否の判断基準等を監査基準として定め、監査の実効性を確保する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制整備の状況

イ. 当会社および子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との対決を貫徹する。

ロ. 当会社および子会社等は、各事業所を管轄する警察の指導を受け、情報連携を図ることによって、次の事項を取締役・監査役・使用人に対して徹底する。

1. 総会屋および暴力団等による一切の金品等の要求には応じない。
2. 株主の権利の行使に関し、何人に対しても財産上の利益を供与しない。
3. 警察当局との緊密な連携のもと、企業から総会屋および暴力団等の特殊暴力を排除する。

ハ. 必要に応じて取締役または使用人が研修会に参加し、悪質な特殊暴力への対応に備える。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、「最高の品質こそ 最大のサービス」を社是に掲げ、明治20年（1887年）の創業以来、一世紀以上の長きにわたる最高品質の製品を通じた筆記具事業と、筆記具事業で培った技術を応用した新規事業との相乗効果による企業価値の向上に努めてまいりました。

一方、当社の株主のあり方については、当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ 最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### ②基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、当社の企業価値の利益の向上に努めております。

#### イ. 中期3ヵ年経営計画のスタート

当社は、平成22年1月より「グループ資源の最適配分による競争力の再強化」を基本方針とする平成24年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の強化」、「既存オペレーションの効率化」、「新規事業と新規分野開拓の強化」、「学習する組織と人材の育成」の4つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、かつ社外取締役を選任することにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

③不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、平成19年2月19日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、旧プランは、平成19年3月29日開催の第132回定時株主総会、平成20年3月27日開催の第133回定時株主総会および平成21年3月27日開催の第134回定時株主総会において旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて株主の皆様にご承認をいただいております。なお、旧プランは、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス [http://www.mpuni.co.jp/ir/pdf/tousya\\_kabu.pdf](http://www.mpuni.co.jp/ir/pdf/tousya_kabu.pdf)）に掲載しております。

旧プランは、有効期間を本総会終結の時までとしていることから、当社は、その後の買収防衛策をめぐる議論の動向を踏まえ、平成22年2月15日開催の当社取締役会において、株主の皆様の意思をより直接に反映させるべく、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を改定して導入したうえで（以下、改定後の対応策を「本プラン」といいます。）、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく議案を、本総会に上程することを決定いたしました。なお、本プランの導入は、本総会において後記の株主総会参考書類記載の第1号議案および第5号議案が株主の皆様にご承認可決されることを条件とします。

④上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが、基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

本プランにおいては、大規模買付行為があった際には、当社取締役会が独立委員会の開催を要請し、対抗措置について同委員会の勧告に原則として従うものとしていること、また対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていることから、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みは確保されており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、安定的な収益を基盤とした安定配当を継続することを、剰余金配分の基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、収益力・競争力の強化ならびに新市場・新規事業への取り組みを目的として、研究開発、設備投資ならびに流通整備強化の投資に充ててゆく所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては再投資のための資金確保と安定的な配当継続を念頭におきながら財政状況、収益レベル、配当性向などを総合的に勘案することとしております。

当社は、平成19年3月29日開催の第132回定時株主総会において、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行う旨を定款に定めております。この定めに基づき、平成22年2月15日開催の取締役会において、当事業年度の期末配当金を前事業年度の期末配当金1株あたり10円から1円増配して1株当たり11円とすること、およびその他の剰余金の処分についても以下のとおりとすることを決議いたしました。この結果、当事業年度の配当金は、中間配当金9円とあわせて1株あたり20円（前事業年度の配当金は、中間配当金については9円の普通配当および1円の記念配当、期末配当金は10円で合計20円）となりました。

#### ① 期末配当に関する事項

##### イ. 配当財産の種類

金銭

##### ロ. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき11円とし、配当総額は352,494,604円

##### ハ. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年3月29日

② その他剰余金処分に関する事項

イ. 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

ロ. 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

なお、当社は、本総会において、剰余金の配当等を決定する機関についての定款変更議案を上程いたします。提案理由と変更の内容については、後記の株主総会参考書類42ページから46ページまでに記載の第1号議案をご参照ください。

## 7. その他会社の現況に関する重要な事項

### 製品別売上高

当社単体の製品別売上高とその構成比は次のとおりであります。

| 製品別      | 売上高    | 構成比   | 主要製品名                      |
|----------|--------|-------|----------------------------|
|          | 百万円    | %     |                            |
| 鉛筆       | 3,414  | 9.1   | 鉛筆、色鉛筆                     |
| シャープペンシル | 4,593  | 12.3  | シャープペンシル、シャープ替芯            |
| ボールペン    | 16,743 | 44.6  | ゲルインクボールペン、水性ボールペン、油性ボールペン |
| サインペン    | 5,191  | 13.8  | 水性サインペン、油性マーカー、筆ペン         |
| 筆記具計     | 29,942 | 79.8  |                            |
| OA用品     | 1,448  | 3.9   | OA用品、ファイル                  |
| 机上用品     | 1,102  | 2.9   | 事務用品、学用品                   |
| その他      | 5,043  | 13.4  | 化粧品、炭素材（カーボン）、印章           |
| 非筆記具計    | 7,593  | 20.2  |                            |
| 合計       | 37,535 | 100.0 |                            |

(注) 本事業報告における金額は、表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| (資産の部)          | (百万円)         | (負債の部)         | (百万円)         |
| <b>流動資産</b>     | <b>38,112</b> | <b>流動負債</b>    | <b>13,635</b> |
| 現金及び預金          | 13,358        | 支払手形及び買掛金      | 7,173         |
| 受取手形及び売掛金       | 13,461        | 短期借入金          | 1,693         |
| たな卸資産           | 9,682         | 未払法人税等         | 496           |
| 繰延税金資産          | 703           | 繰延税金負債         | 0             |
| その他             | 1,066         | 賞与引当金          | 332           |
| 貸倒引当金           | △160          | 返品引当金          | 57            |
| <b>固定資産</b>     | <b>23,477</b> | 未払金            | 2,382         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,809</b> | その他            | 1,498         |
| 建物及び構築物         | 4,983         | <b>固定負債</b>    | <b>4,475</b>  |
| 機械装置及び運搬具       | 3,090         | 長期借入金          | 29            |
| 土地              | 4,555         | 繰延税金負債         | 673           |
| 建設仮勘定           | 237           | 退職給付引当金        | 2,768         |
| その他             | 942           | 役員退職慰労引当金      | 613           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>169</b>    | 負ののれん          | 278           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,498</b>  | その他            | 111           |
| 投資有価証券          | 6,768         | <b>負債合計</b>    | <b>18,110</b> |
| 繰延税金資産          | 196           | (純資産の部)        |               |
| 前払年金費用          | 1,434         | <b>株主資本</b>    | <b>42,191</b> |
| その他             | 1,099         | 資本金            | 4,497         |
| 貸倒引当金           | △0            | 資本剰余金          | 3,582         |
| <b>資産合計</b>     | <b>61,590</b> | 利益剰余金          | 36,131        |
|                 |               | 自己株式           | △2,020        |
|                 |               | 評価・換算差額等       | 788           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 1,337         |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益        | △7            |
|                 |               | 為替換算調整勘定       | △541          |
|                 |               | 少数株主持分         | 499           |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>43,479</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>61,590</b> |

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

| 科 目          | 金     | 額      |
|--------------|-------|--------|
|              |       | (百万円)  |
| 売上高          |       | 48,278 |
| 売上原価         |       | 27,973 |
| 売上総利益        |       | 20,304 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 17,127 |
| 営業利益         |       | 3,176  |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息         | 10    |        |
| 受取配当金        | 159   |        |
| 受取地代家賃       | 153   |        |
| 負債のれん償却額     | 78    |        |
| 為替差益         | 112   |        |
| その他          | 266   | 780    |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 27    |        |
| 持分法による投資損失   | 7     |        |
| その他          | 129   | 165    |
| 経常利益         |       | 3,792  |
| 特別利益         |       |        |
| 投資有価証券売却益    | 1     | 1      |
| 特別損失         |       |        |
| 固定資産除売却損     | 22    |        |
| 出資金評価損       | 11    |        |
| 役員退職慰労金      | 25    |        |
| 過年度租税公課      | 84    | 142    |
| 税金等調整前当期純利益  |       | 3,650  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,107 |        |
| 法人税等調整額      | 53    | 1,160  |
| 少数株主利益       |       | 135    |
| 当期純利益        |       | 2,354  |

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 前連結会計年度末残高          | 4,497   | 3,673     | 35,372    | △2,393  | 41,150      |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減  |         |           | 2         |         | 2           |
| 当連結会計年度変動額          |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当              |         |           | △592      |         | △592        |
| 当期純利益               |         |           | 2,354     |         | 2,354       |
| 自己株式の処分             |         | 0         |           | 0       | 0           |
| 自己株式の消却             |         | △90       | △1,004    | 1,095   | -           |
| 自己株式の取得             |         |           |           | △599    | △599        |
| 関係会社所有の親会社株式の持分変動   |         |           |           | △122    | △122        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計        | -       | △90       | 756       | 373     | 1,039       |
| 当連結会計年度末残高          | 4,497   | 3,582     | 36,131    | △2,020  | 42,191      |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |             |            |                | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|------------------|-------------|------------|----------------|-------------|-----------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換<br>算調整 | 評価・換算差<br>額等合計 |             |           |
| 前連結会計年度末残高          | 2,014            | △0          | △629       | 1,385          | 582         | 43,118    |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減  |                  |             |            |                |             | 2         |
| 当連結会計年度変動額          |                  |             |            |                |             |           |
| 剰余金の配当              |                  |             |            |                |             | △592      |
| 当期純利益               |                  |             |            |                |             | 2,354     |
| 自己株式の処分             |                  |             |            |                |             | 0         |
| 自己株式の消却             |                  |             |            |                |             | -         |
| 自己株式の取得             |                  |             |            |                |             | △599      |
| 関係会社所有の親会社株式の持分変動   |                  |             |            |                |             | △122      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △676             | △7          | 87         | △596           | △83         | △680      |
| 当連結会計年度変動額合計        | △676             | △7          | 87         | △596           | △83         | 359       |
| 当連結会計年度末残高          | 1,337            | △7          | △541       | 788            | 499         | 43,479    |

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- |                            |                                                                                                                                                  |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 連結子会社の数<br>主要な連結子会社の名称   | 38社<br>山形三菱鉛筆精工株式会社<br>三菱鉛筆東京販売株式会社<br>三菱鉛筆関西販売株式会社<br>MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD.<br>なお、連結子会社のうち1社はユニポリマー株式会社と合併し解散したため、連結の範囲から除いております。 |
| ② 非連結子会社の数<br>主要な非連結子会社の名称 | 2社<br>株式会社新菱                                                                                                                                     |
| ③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由   | 非連結子会社2社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除外しても合理的判断を誤らせない程度に小規模であると認められるので、連結の範囲から除外しております。                                 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- |                              |                                                                                                            |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 持分法適用会社の数<br>主要な持分法適用会社の名称 | 3社<br>三菱鉛筆中部販売株式会社                                                                                         |
| ② 持分法を適用しない非連結子会社の数          | 2社                                                                                                         |
| ③ 非連結子会社に持分法を適用しない理由         | 持分法を適用していない非連結子会社2社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

#### (3) 会計処理基準に関する事項

- |                    |                                                                                                                                                       |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 重要な資産の評価基準及び評価方法 |                                                                                                                                                       |
| イ. 有価証券            |                                                                                                                                                       |
| その他有価証券            | 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br>時価のないもの 移動平均法による原価法                                                            |
| ロ. デリバティブ          | 時価法                                                                                                                                                   |
| ハ. たな卸資産           | 主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）<br>(会計処理方法の変更)<br>当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。<br>これに伴う損益に与える影響は軽微であります。 |

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く)
- 当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法  
ただし、当社および国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に  
取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用  
しております。なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残  
存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっ  
ております。  
(追加情報)  
当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用  
年数については、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直  
しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しておりま  
す。これに伴う損益に与える影響は軽微であります。
- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- 定額法  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用  
可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用し  
ております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう  
ち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引につ  
いては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって  
おります。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒  
実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収  
可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基  
づき計上しております。
- ハ. 返品引当金
- 販売済製品の返品による損失に備えるため、売上高及び過去の発  
生状況から必要額を見積って計上しております。
- ニ. 退職給付引当金
- 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、  
当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に  
基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額  
を計上しております。なお、数理計算上の差異については、各連  
結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数  
(10年)による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度か  
ら費用処理する方法を採用しております。過去勤務債務について  
は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10  
年)による定額法により費用処理する方法を採用しております。
- ホ. 役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年  
度末要支給額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として  
処理しております。なお、在外子会社の資産、負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換  
算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、外貨換算差額は、「純資産の部」の  
「評価・換算差額等」の「為替換算調整勘定」ならびに「少数株主持分」に含めて計上しており  
ます。

(会計処理方法の変更)

在外子会社等の収益及び費用は、従来、当該子会社等の決算日の為替相場により換算していましたが、当連結会計年度より期中平均相場による換算に変更しております。この変更は、会計年度を通じて発生する収益及び費用の各項目について、会計年度末近くの急激な為替変動の影響を排除し、より実態に即した換算を行うために行ったものであります。

これに伴う損益に与える影響は軽微であります。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- イ、ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建営業債権債務等については振当処理を採用しております。
- ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引  
ヘッジ対象 外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引
- ハ、ヘッジ方針 為替予約は、通常の取引の範囲内で、外貨建営業債権債務等に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で包括的な為替予約取引を行っております。為替予約取引は、通常の外貨建営業取引に係る輸出実績等を踏まえ、必要な範囲で実施しております。
- ニ、ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

⑦ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

⑧ のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却については、5年以内の期間の均等償却を行っております。ただし、少額の場合は、これが生じた連結会計年度中に全額償却しております。

2. 会計処理方法の変更

(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴う損益に与える影響は軽微であります。

(2) 「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これに伴う損益に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表の注記

(1) 担保に供している資産ならびに担保付債務

|         |        |
|---------|--------|
| 担保資産    |        |
| 建物及び構築物 | 8百万円   |
| 土地      | 33     |
| その他     | 16     |
| 合計      | 58     |
| 担保付債務   |        |
| 短期借入金   | 103百万円 |
| 長期借入金   | 15     |
| 合計      | 118    |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 35,095百万円

(3) 債務保証 (単位：百万円)

| 被 保 証 者             | 債 務 残 高 | 被 保 証 債 務 の 内 容    |
|---------------------|---------|--------------------|
| 三 菱 鉛 筆 販 売 協 同 組 合 | 550     | 金融機関からの借入に対する債務保証額 |
| 社 員 住 宅 ロ ー ン 等     | 77      | 従業員住宅ローン等に対する債務保証額 |
| そ の 他               | 1       | そ の 他              |
| 計                   | 628     |                    |

(4) 受取手形（輸出手形を含む）割引高 133百万円

(5) 期末日満期手形

当期末日は銀行休業日でありましたが、期末日満期手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより期末残高から除かれている期末日満期手形は次のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 受取手形 | 96百万円 |
| 支払手形 | 10    |

(6) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 12,000百万円 |
| 借入実行残高       | 780       |
| 差引額          | 11,220    |

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 33,143,146株

なお、平成21年10月29日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、1,000,000株の自己株式の消却の決議を行い、平成21年11月16日に消却しました。これにより当連結会計年度末時点の発行済株式総数は33,143,146株となっております。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成21年2月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 325百万円
- ② 1株当たり配当額 10円
- ③ 基準日 平成20年12月31日
- ④ 効力発生日 平成21年3月30日

平成21年7月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 292百万円
- ② 1株当たり配当額 9円
- ③ 基準日 平成21年6月30日
- ④ 効力発生日 平成21年9月11日

(3) 当連結会計年度末日以降に行う剰余金の配当に関する事項

平成22年2月15日開催の取締役会において、次のとおり決議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 352百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 11円
- ④ 基準日 平成21年12月31日
- ⑤ 効力発生日 平成22年3月29日

(4) その他

平成21年11月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得の決議を行い、498,200株を市場から取得しました。

#### 5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,393.59円
- (2) 1株当たり当期純利益 75.07円

#### 6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 7. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成22年2月12日

三菱鉛筆株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 落 合 操 ㊤  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 植 草 寛 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| (資産の部)          | (百万円)         | (負債の部)           | (百万円)         |
| <b>流動資産</b>     | <b>28,240</b> | <b>流動負債</b>      | <b>11,677</b> |
| 現金及び預金          | 6,719         | 支払手形             | 664           |
| 受取手形            | 486           | 買掛金              | 7,088         |
| 売掛金             | 11,888        | 短期借入金            | 780           |
| たな卸資産           | 5,982         | 未払金              | 1,646         |
| 繰延税金資産          | 427           | 未払費用             | 532           |
| 未収入金            | 2,073         | 未払法人税等           | 338           |
| 短期貸付金           | 277           | 賞与引当金            | 215           |
| 未収消費税等          | 280           | 返品引当金            | 65            |
| その他             | 185           | その他              | 346           |
| 貸倒引当金           | △81           | <b>固定負債</b>      | <b>3,671</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>22,796</b> | 繰延税金負債           | 659           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,725</b> | 退職給付引当金          | 2,380         |
| 建物              | 4,146         | 役員退職慰労引当金        | 592           |
| 構築物             | 332           | その他              | 39            |
| 機械及び装置          | 2,194         | <b>負債合計</b>      | <b>15,348</b> |
| 車両運搬具           | 8             | (純資産の部)          |               |
| 工具、器具及び備品       | 887           | <b>株主資本</b>      | <b>34,351</b> |
| 土地              | 4,006         | 資本金              | 4,497         |
| 建設仮勘定           | 149           | 資本剰余金            | 3,582         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>137</b>    | 資本準備金            | 3,582         |
| ソフトウェア          | 89            | 利益剰余金            | 27,530        |
| その他             | 48            | 利益準備金            | 824           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,933</b> | その他利益剰余金         | 26,706        |
| 投資有価証券          | 6,641         | 特別償却積立金          | 3             |
| 関係会社株式          | 2,011         | 固定資産圧縮積立金        | 412           |
| 長期貸付金           | 213           | 別途積立金            | 24,585        |
| 長期前払費用          | 78            | 繰越利益剰余金          | 1,704         |
| 前払年金費用          | 1,400         | <b>自己株式</b>      | <b>△1,258</b> |
| その他             | 605           | 評価・換算差額等         | 1,336         |
| 貸倒引当金           | △17           | その他有価証券<br>評価差額金 | 1,343         |
| <b>資産合計</b>     | <b>51,037</b> | 繰延ヘッジ損益          | △7            |
|                 |               | <b>純資産合計</b>     | <b>35,688</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>   | <b>51,037</b> |

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

| 科 目          | 金   | 額      |
|--------------|-----|--------|
|              |     | (百万円)  |
| 売上高          |     | 37,535 |
| 売上原価         |     | 25,831 |
| 売上総利益        |     | 11,704 |
| 販売費及び一般管理費   |     | 10,717 |
| 営業利益         |     | 986    |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息及び配当金    | 345 |        |
| その他の         | 572 | 917    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 8   |        |
| その他の         | 105 | 114    |
| 経常利益         |     | 1,789  |
| 特別利益         |     |        |
| 投資有価証券売却益    | 0   |        |
| 貸倒引当金戻入額     | 41  | 41     |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産除売却損     | 15  |        |
| 過年度租税公課      | 44  | 59     |
| 税引前当期純利益     |     | 1,771  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 614 |        |
| 法人税等調整額      | △85 | 528    |
| 当期純利益        |     | 1,242  |

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本           |           |                 |               |           |                 |     |        |        |        | 自 己 株 本 計 | 株 主 資 本 合 計 |
|-------------------------|-------------------|-----------|-----------------|---------------|-----------|-----------------|-----|--------|--------|--------|-----------|-------------|
|                         | 資 本 金             | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金 |                 |     |        |        |        |           |             |
|                         |                   | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |     |        |        |        |           |             |
| 特 別 償 却 積 立 金           | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 利 益 剰 余 金 合 計 |           |                 |     |        |        |        |           |             |
| 前事業年度末残高                | 4,497             | 3,582     | 0               | 3,582         | 824       | 9               | 412 | 24,085 | 2,677  | 28,008 | △1,763    | 34,326      |
| 当事業年度変動額                |                   |           |                 |               |           |                 |     |        |        |        |           |             |
| 特別償却積立金の取崩              |                   |           |                 |               |           | △5              |     |        | 5      | -      |           | -           |
| 別途積立金の積立                |                   |           |                 |               |           |                 |     | 500    | △500   | -      |           | -           |
| 剰余金の配当                  |                   |           |                 |               |           |                 |     |        | △618   | △618   |           | △618        |
| 当期純利益                   |                   |           |                 |               |           |                 |     |        | 1,242  | 1,242  |           | 1,242       |
| 自己株式の処分                 |                   |           | 0               | 0             |           |                 |     |        |        |        | 0         | 0           |
| 自己株式の消却                 |                   |           | △0              | △0            |           |                 |     |        | △1,102 | △1,102 | 1,102     | -           |
| 自己株式の取得                 |                   |           |                 |               |           |                 |     |        |        |        | △598      | △598        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |                   |           |                 |               |           |                 |     |        |        |        |           |             |
| 当事業年度変動額合計              | -                 | -         | △0              | △0            | -         | △5              | -   | 500    | △972   | △477   | 504       | 25          |
| 当事業年度末残高                | 4,497             | 3,582     | -               | 3,582         | 824       | 3               | 412 | 24,585 | 1,704  | 27,530 | △1,258    | 34,351      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |               |                     | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-------------------------|---------------|---------------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 前事業年度末残高                | 2,015                   | △0            | 2,015               | 36,341    |
| 当事業年度変動額                |                         |               |                     |           |
| 特別償却積立金の取崩              |                         |               |                     | -         |
| 別途積立金の積立                |                         |               |                     | -         |
| 剰余金の配当                  |                         |               |                     | △618      |
| 当期純利益                   |                         |               |                     | 1,242     |
| 自己株式の処分                 |                         |               |                     | 0         |
| 自己株式の消却                 |                         |               |                     | -         |
| 自己株式の取得                 |                         |               |                     | △598      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △671                    | △7            | △679                | △679      |
| 当事業年度変動額合計              | △671                    | △7            | △679                | △653      |
| 当事業年度末残高                | 1,343                   | △7            | 1,336               | 35,688    |

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
- ・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - ・ その他有価証券
- 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産
- 製品・原材料及び仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
（会計処理方法の変更）  
当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。これに伴う損益に与える影響はありません。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
（リース資産を除く）
- 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
（追加情報）  
当事業年度より、機械及び装置の耐用年数については、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これに伴う損益に与える影響は軽微であります。
- ② 無形固定資産  
（リース資産を除く）
- 定額法  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 返品引当金

販売済製品の返品による損失に備えるため、売上高及び過去の発生状況から必要額を見積って計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理する方法を採用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権等については振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

外貨建金銭債権及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替予約は、通常の取引の範囲内で、外貨建金銭債権等に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で包括的な為替予約取引を行っております。為替予約取引は、通常の外貨建金銭取引に係る輸出実績等を踏まえ、必要な範囲で実施しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他の重要な会計方針に係る事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計処理方法の変更

(1) リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委

員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これに伴う損益に与える影響はありません。

- (2) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」の適用

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「製品」「半製品」「原材料」「仕掛品」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「たな卸資産」と一括して掲記しております。なお、当事業年度に含まれる「製品」「仕掛品」「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ3,165百万円、1,245百万円、1,448百万円、122百万円であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) たな卸資産の内訳

|          |          |
|----------|----------|
| 商品及び製品   | 3,165百万円 |
| 仕掛品      | 1,245    |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,571    |

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 30,320百万円

- (3) 債務保証

(単位：百万円)

| 被 保 証 者    | 債 務 残 高 | 被 保 証 債 務 の 内 容     |
|------------|---------|---------------------|
| 三菱鉛筆販売協同組合 | 550     | 金融機関からの借入等に対する債務保証額 |
| ユニポリマー株式会社 | 115     | 金融機関からの借入等に対する債務保証額 |
| 株式会社ユニ     | 63      | 金融機関からの借入等に対する債務保証額 |
| その他の5件     | 90      | 金融機関からの借入等に対する債務保証額 |
| 社員住宅ローン等   | 77      | 従業員住宅ローン等に対する債務保証額  |
| 計          | 897     |                     |

- (4) 受取手形(輸出手形を含む)割引高 127百万円

- (5) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 9,863百万円 |
| 長期金銭債権 | 395      |
| 短期金銭債務 | 2,006    |

- (6) 期末日満期手形

当期末日は銀行休業日でありましたが、期末日満期手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより期末残高から除かれている期末日満期手形は次のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 受取手形 | 16百万円 |
|------|-------|

(7) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 12,000百万円 |
| 借入実行残高       | 780       |
| 差引額          | 11,220    |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 22,799百万円 |
| 仕入高        | 7,494     |
| 営業取引以外の取引高 | 614       |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,098,182株 |
|------|------------|

なお、平成21年10月29日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、1,000,000株の自己株式の消却の決議を行い、平成21年11月16日に消却しました。これにより当事業年度末時点の発行済株式総数は33,143,146株となっております。

また、平成21年11月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得の決議を行い、498,200株を市場から取得しました。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

|                |        |
|----------------|--------|
| 退職給付引当金        | 396百万円 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 23     |
| 役員退職慰労引当金      | 239    |
| 賞与引当金          | 87     |
| たな卸資産評価損否認     | 106    |
| 特定外国子会社留保金     | 87     |
| その他            | 175    |
| 繰延税金資産 小計      | 1,115  |
| 評価性引当額         | △149   |
| 繰延税金資産 合計      | 966    |

繰延税金負債

|               |         |
|---------------|---------|
| その他有価証券評価差額金  | △914百万円 |
| 特別償却積立金       | △2      |
| 固定資産圧縮積立金     | △280    |
| 繰延税金負債 合計     | △1,197  |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △231百万円 |

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

|       | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-------|---------|------------|---------|
| 車両運搬具 | 4       | 1          | 2       |
| 合計    | 4       | 1          | 2       |

(2) 未経過リース料期末残高相当額

|     |      |
|-----|------|
| 1年内 | 0百万円 |
| 1年超 | 0    |
| 合計  | 1    |

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,113.70円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38.23円    |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

12. その他の注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成22年2月12日

三菱鉛筆株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 落 合 操 ㊤  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 植 草 寛 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を害するものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年2月15日

三菱鉛筆株式会社 監査役会

常勤監査役 福 田 治 夫 ㊟

常勤監査役 安 藤 陽 一 ㊟

社外監査役 津 村 和 孝 ㊟

社外監査役 松 本 傳 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

#### 1. 提案の理由

(1) 当社は、平成19年3月29日に開催した第132回定時株主総会において、機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項に基づいて取締役会に剰余金の配当等の決定権限を与える規定を設ける定款変更を行いました。剰余金の配当等は、高度な経営上の判断としての側面を有することからすれば、その決定を取締役会の権限とすることには一定の合理性があるため、かかる定款変更を行ったものでありますが、同時に、どの程度の剰余金の配当を行うか、内部留保をどのように行うか等は、株主の皆様にとって直接利害が関係する事柄であることから、当社は、この度、このような事項は原則として株主総会に諮り決定することが適切であると考えるにいたしました。もっとも、市場取引等による自己の株式の取得および中間配当については、必要に応じて適時に株主総会の決議を得ることが必ずしも容易ではないことから、機動的な資本政策および配当政策の実現のために、なお取締役会の決議によって行えるようにしておくべきであると考えました。

そこで、現行定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）を削除するとともに、市場取引等による自己の株式の取得および中間配当を取締役会の決議によって行うことを可能にするために変更案第6条および第42条を新設するものであります。

(2) 当社は、平成19年2月19日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（本議案において、以下、「旧プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。旧プランは、平成19年3月29日開催の第132回定時株主総会、平成20年3月27日開催の第133回定時株主総会および平成21年3月27日開催の第134回定時株主総会において旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて株主の皆様にもご承認をいただいていたまいりましたが、当社は、その後の買収防衛策をめぐる議論の動向を踏まえ、平成22年2月15日開催の

当社取締役会において、株主の皆様の意思をより直接に反映させるべく、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を改定して導入したうえで（本議案において、以下、改定後の対応策を「本プラン」といいます。）、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく後記の第5号議案を、本総会に上程することを決定いたしました。そこで、本総会において後記の第5号議案を決議いただく前提として、以下の定款変更をお願いするものであります。

- ①変更案第17条第1項は、株主総会において、買収防衛策の導入、変更、継続および廃止を決議することができるものとしてあります。
  - ②変更案第17条第2項は、会社法第278条第3項但書に基づき、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てに関する事項を決定する権限の所在について定めるものであります。会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることができるとされています（会社法第278条第3項本文）。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、株主の皆様の意思を尊重する観点から、株主総会の決議または株主総会による委任に基づく取締役会の決議によることも可能とすることが望ましいと考え、その根拠規定として変更案第17条第2項を新設するものであります。
  - ③変更案第17条第3項は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、買収防衛策に定める一定の者はその新株予約権の行使または当社による取得に当たり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受ける旨の事項を定めることがあることから、その旨を明確にするものであります。
- (3)上記の変更に伴い、必要な条数の変更のほか所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を表しております。)

| 現 行 定 款                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第 6 条～第 15 条 (省 略)</p> | <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 6 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 7 条～第 16 条<br/>(現行定款第 6 条～第 15 条どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(新 設)</p>                           | <p><u>(決議事項等)</u></p> <p>第 17 条 1. <u>当社は、株主総会において、法令に規定する事項および本定款に定める事項のほか、買収防衛策の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。なお、本条において「買収防衛策」とは、資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策をいう。</u></p> <p>2. <u>当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第16条～第38条 (省 略)</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> | <p>3. <u>当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>買収防衛策において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p>(2) <u>当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者として別異に取扱うことができること</u></p> <p>第18条～第40条<br/>(現行定款第16条～第38条どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 1. (現行定款第40条第1項どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> |

| 現 行 定 款    | 変 更 案                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------------|
| (新 設)      | (中間配当)<br>第42条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</u> |
| 第41条 (省 略) | 第43条 (現行定款第41条どおり)                                                  |

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、意思決定および業務の迅速化・効率化を図るため2名減員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | 数 原 英 一 郎<br>(昭和23年7月19日生) | 昭和49年8月 当社入社<br>昭和55年3月 当社取締役<br>昭和57年3月 当社常務取締役<br>昭和60年3月 当社取締役副社長<br>昭和62年3月 当社代表取締役社長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長<br>MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD. 代表取締役 | 137,325株          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2         | 数 原 徹 郎<br>(昭和26年11月9日生) | 平成3年3月 当社入社<br>平成3年4月 当社生産担当常務付部長<br>平成4年4月 当社営業担当付部長<br>平成5年3月 当社取締役商品企画担当<br>平成7年3月 当社常務取締役商品企画担当<br>平成7年4月 当社常務取締役営業本部長<br>平成10年4月 当社常務取締役環境推進担当<br>平成12年4月 当社常務取締役国内事業担当兼環境<br>推進担当<br>平成15年4月 当社常務取締役財務担当兼海外事業<br>担当兼広報担当兼関係会社担当<br>平成17年3月 当社常務取締役財務担当兼商品開発<br>担当兼広報担当兼関係会社担当<br>平成20年1月 当社専務取締役 (現任) | 64,556株           |
| 3         | 本 山 幸 利<br>(昭和21年6月12日生) | 昭和45年4月 当社入社<br>平成7年4月 当社関連企業担当部長<br>平成11年4月 当社資材部長<br>平成12年3月 当社取締役資材部長<br>平成12年4月 当社取締役生産副本部長兼生産管理<br>室長<br>平成13年3月 当社取締役生産本部長兼全社品質担<br>当<br>平成15年4月 当社取締役生産担当兼全社品質担当<br>平成17年3月 当社常務取締役生産担当 (現任)                                                                                                         | 6,800株            |
| 4         | 中 村 文 俊<br>(昭和25年3月25日生) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成15年7月 当社生産統括部長兼横浜事業所長<br>平成17年3月 当社取締役全社品質担当兼環境推進<br>担当<br>平成20年1月 当社取締役人事・総務担当兼コンプ<br>ライアンス担当兼年金担当 (現任)                                                                                                                                                                                  | 3,400株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                          | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5         | 横 石 浩<br>(昭和34年4月17日生)   | 昭和60年10月 当社入社<br>平成10年4月 当社海外事業部長<br>平成13年3月 当社取締役海外事業部長<br>平成17年4月 当社取締役海外営業部長 (現任)                                           | 4,600株            |
| 6         | 根 本 和 夫<br>(昭和26年9月19日生) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成10年4月 当社営業部長<br>平成14年3月 三菱鉛筆東京販売株式会社取締役<br>平成14年9月 同社代表取締役社長<br>平成15年3月 当社取締役<br>平成21年8月 当社取締役国内営業部長 (現任)    | 2,700株            |
| 7         | 桜 井 清 和<br>(昭和30年4月18日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成12年4月 当社技術企画室長<br>平成14年4月 当社群馬研究開発センター付部長<br>平成18年3月 当社取締役技術担当<br>平成20年3月 当社取締役技術担当兼工業所有権担<br>当兼化粧品事業担当 (現任) | 1,500株            |
| 8         | 永 澤 宣 之<br>(昭和32年4月3日生)  | 昭和55年4月 当社入社<br>平成13年4月 当社海外事業部付部長<br>平成15年4月 当社経理部長<br>平成18年3月 当社取締役経理部長<br>平成20年1月 当社取締役財務・法務・システム担<br>当 (現任)                | 6,500株            |
| 9         | 深 井 明<br>(昭和34年1月3日生)    | 昭和56年4月 当社入社<br>平成17年4月 当社生産技術部長<br>平成20年4月 当社生産統括部長兼横浜事業所長<br>平成21年3月 当社取締役生産統括部長兼横浜事業<br>所長 (現任)                             | 1,000株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 10    | 矢作恒雄<br>(昭和17年2月27日生) | 昭和40年4月 三菱商事株式会社入社<br>昭和47年8月 富士ダイス株式会社取締役<br>昭和57年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科<br>助教授<br>平成2年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科<br>教授<br>平成3年4月 財団法人企業経営研究所所長<br>平成7年10月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科<br>委員長<br>平成9年5月 慶應義塾常任理事<br>平成10年1月 慶應義塾ニューヨーク学院理事長<br>平成14年3月 当社取締役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>スルガ銀行株式会社 社外取締役<br>慶應義塾大学 名誉教授<br>尚美学園大学大学院 教授 | —              |

- (注) 1. 取締役候補者数原英一郎氏は山形三菱鉛筆精工株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行うとともに、当社は同社の債務保証ならびに同社に対して不動産の賃貸をしております。
2. 取締役候補者数原英一郎氏はMITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD. の代表取締役を兼務しております。当社は同社に対して資金の貸付けを行うとともに、同社から当社仕様製品の仕入取引をしております。
3. 1. および2. に記載した以外の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者矢作恒雄氏は社外取締役候補者であります。同氏は、経営政策・経営戦略の専門家であり、当社の取締役会で審議する各種案件に対しても積極的な助言をいただいております。同氏の社外取締役在任期間は本総会終結のときをもって8年間となります。また、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は5百万円または法令が定める限度額のいずれか高い額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結のときをもって監査役福田治夫氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                         | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 小倉紀郎<br>(昭和23年10月27日生) | 昭和42年6月 当社入社<br>平成11年4月 当社横浜研究開発センター付部長<br>平成17年4月 当社品質保証部長<br>平成20年3月 当社取締役全社品質担当(現任) | 1,700株         |

### 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします取締役清水啓史氏、取締役小倉紀郎氏および監査役福田治夫氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

その対象者の略歴は次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                                                                              |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 清水啓史 | 平成15年3月 当社取締役<br>平成18年3月 当社取締役営業部長<br>平成19年3月 当社取締役国内営業本部長<br>平成21年8月 当社取締役(現任) |
| 小倉紀郎 | 平成20年3月 当社取締役全社品質担当(現任)                                                         |
| 福田治夫 | 平成18年3月 当社常勤監査役(現任)                                                             |



のご承認をお願いすることといたしました。

- ② 旧プランにおいては、独立委員会の評価検討期間を原則として60営業日としておりましたが、本プランにおいては、評価検討期間を暦日ベースといたしました。また、対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない公開買付けによる大量買付けと、それ以外の方法による大量買付けとの間には、評価検討に要する期間に差異があると考えられることから、本プランにおいては、評価検討期間を、前者については原則として最長60日間、後者については原則として最長90日間といたしました。
- ③ 旧プランでは、対抗措置の発動の手段として、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して、その発動の是非を判断することを基本としていましたが、本プランでは、この手段に加えて、(1)独立委員会が対抗措置の実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(2)当社取締役会が、一定の状況の下で、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の実施に関する議案を株主総会に上程することができるものといたしました。
- ④ いわゆる株券電子化に伴う関係法令の整備、証券取引法の改正による金融商品取引法の施行など法令改正に伴う所要の修正、その他文言の整理等を行いました。

#### 一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値については株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供すると共に、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値ならびに株主共同の利

益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、明治20年（1887年）の創業以来、「最高の品質こそ最大のサービス」を社是に掲げ、常に品質向上と技術革新に努め、世界の筆記具市場をリードするメーカーとして、その地位を築いてまいりました。

発売50年を超えたロングセラー商品「ユニ」に代表される最高レベルの鉛筆、世界で圧倒的なシェアを持つ金属チップ搭載の水性ボールペン「ユニボール」、サインペンの定番として幅広い年齢層の支持を受け、さまざまな用途に使用されるあざやかな色彩の「ボスカ」、超極細ボール径0.18ミリを実現したゲルインクボールペン「ユニボール シグノ」など、技術の蓄積の中から数々の優れた商品を生み出し、それらは当社発展の礎となってまいりました。

一方、近年の経済環境の激しい変化は、お客様が求める「もの」についての価値観にも大きな影響を及ぼしております。多様化するお客様のニーズをスピーディに汲み取り、お客様が求める「もの」を提供するためには、自らをお客様の視点に置いて、お客様の求める「もの」をキャッチする能力とそれを製品として具現化する能力が不可欠です。この能力の向上こそが当社の最大の課題であり、使命であると考えます。

このような考えのもと、当社は、平成18年には油性ボールペン「ジェットストリーム」を発売して“クセになる、なめらかな書き味”で好評を博し、また、平成20年には常に細く一定の濃さで文字を綺麗に書くことを可能にしたシャープペンシル「クルトガ」を発売して中高生を中心に好評をいただき、平成21年には『選べるリフィル』×『選べるホルダー』を商品コンセプトにした「スタイルフィット」および世界に類を見ない240色の色鉛筆「uni COLOR 240 LIMITED EDITION」を発売するなど、高付加価値で差別化された新製品の開発、製造、販売を積極的に行ってまいりました。また、アイライナーなどで既に多くの実績をあげております化粧品事業にさらに注力するほか、カーボン技術応用の炭素材を使用した新規事業にも取り組むなど、筆記具で培った高度な技術を応用して筆記具以外の分野へも積極的に進出してまいりました。

このように、当社は、一世紀以上の長きに渡り最高品質の製品の開発、製造、販売を通じてお客様に受け入れていただいていた筆記具事業と、筆記具事業で培った技術を応用した新規事業との相乗効果による企業価値の向上に努めており、筆記具事業と非筆記具事業の双方を結びつけ一体的な経営を行うことが当社の企業価値の源泉であると考えております。

## 2. 企業価値向上のための取組み

当社は、平成22年1月より「グループ資源の最適配分による競争力の再強化」を基本方針とする平成24年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の強化」、「既存オペレーションの効率化」、「新規事業と新規分野開拓の強化」、「学習する組織と人材の育成」の4つを掲げ、企業価値

向上に取り組んでおります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ 最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。そうした継続的な努力や投資を可能にする収益基盤構築の第一歩として、まずは中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の再強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益に資するものであると考えております。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、かつ社外取締役を選任することにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

## 三 プランの目的および内容

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って、旧プランを改定した上、導入するものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するために、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確

保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを導入することといたしました。

なお、平成21年12月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりです。当社は、現時点において、特定の第三者から大量買付けを行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

## 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款において認められる

対抗措置の実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### (1) 本プランの発動に係る手続

##### (a) 対象となる買付等

本プランは、下記①または②に該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

#### 記

①当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付けその他の取得

②当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>およびその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会または当社株主

- 
1. 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
  2. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
  3. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
  4. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
  5. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
  6. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
  7. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
  8. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

総会が新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとしします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限りします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日（※）以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

※営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる以外の日をいいます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付

者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ①買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者および買付者を被支配法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>11</sup>
  - ②買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
  - ③買付等の価格およびその算定根拠
  - ④買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
  - ⑤買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - ⑥買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
  - ⑦当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
  - ⑧その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適

---

9. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

10. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

11. 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

#### ②独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから原則として最長90日間（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない公開買付けによる買付等の場合には最長60日間）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

#### (e)独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

##### ①本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(2)「本対抗措置実施の要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、

引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(3)「本対抗措置の概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置（以下「本対抗措置」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記(2)「本対抗措置実施の要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本対抗措置の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨等の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

#### ②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本対抗措置を実施すべきでない旨の勧告を行います。上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本対抗措置の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本対抗措置を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

### ③独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本対抗措置の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本対抗措置の実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

#### (f)取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記の(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会が本対抗措置を実施してはならない旨の勧告をした場合または株主総会が本対抗措置を実施することを否決する決議をした場合には、本対抗措置を実施しません。

#### (g)株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本対抗措置を実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本対抗措置の実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本対抗措置の実施に関する議案を株主総会に上程することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、ならびに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、具体的な延長期間および延長の理由を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本対抗措置実施の要件

本プランの発動として本対抗措置を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本対抗措置を実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の(a)から(d)のいずれかに該当し、かつ本対抗措置を実施することが相当である場合

(a) 以下①から④に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買収し、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b)強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c)買付等の経済的條件（対価の価額・種類、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(d)買付者等の提案（買付等の経済的條件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後の経営方針または事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除く）、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係や当社グループのブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれのある場合

### (3) 本対抗措置の概要

当社が本プランに基づき発動する買付等に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てとします。ただし、法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該対抗措置が用いられる可能性もあります。本プランに基づき対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その概要は、以下のとおりとします。

#### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

#### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c)本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d)本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円とします。

(f)本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として、1ヵ月間から6ヵ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g)本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者<sup>12</sup>、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者<sup>13</sup>、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしく

- 12.原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 13.原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

は承継した者、または(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者<sup>14</sup>（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由<sup>15</sup>が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- 
14. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
15. 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### **(4) 本プランの導入手続**

本プランの導入については、本総会において前記の第1号議案および本議案が株主の皆様へ承認可決されることを条件とします。

#### **(5) 本プランの有効期間、廃止および変更**

本プランの有効期間は、本議案における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間とし、当該委任期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において、本プランを廃止する旨の決議、もしくは本プランに係る本新株予約権の無償割当

てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設もしくは改廃が行われ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本議案に係る本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### **(6) 法令の改正等による修正**

本プランで引用する法令の規定は、平成22年2月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### **4. 株主および投資家の皆様への影響**

#### **(1) 本プラン導入にあたって株主および投資家の皆様に与える影響**

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当てを含む本対抗措置自体は実施されませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### **(2) 本対抗措置実施時に株主および投資家の皆様に与える影響**

本プランにおいては、本対抗措置の実施時においても、当社株主の皆様（非適格者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。本対抗措置を実施する場合には、法

令および金融商品取引所規則に従い、適時適切な開示を行ってまいります。

また、本対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合に、株主および投資家の皆様に与える影響は以下のとおりです。

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆様に対し、原則として、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までににおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までににおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、ならびに、当社株式の割当対象株主の皆様の新株予約権の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した

上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本対抗措置の概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (iii)当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、株主の皆様が当社株式の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### 四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

##### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

###### (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

###### (2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a)買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えます。

(b)株主意思の重視

本プランは上記三3.(4)「本プランの導入手続」記載のとおり、株主の皆様意思を反映させるため、本総会において前記の第1号議案および本議案が承認可決されることを条件として導入されるものです。

また、上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合には株主総会において本対抗措置の実施に関する株主の皆様意思を確認することができることとしております。

加えて、本プランには、導入された後の有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨等の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(c)情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、ならびに独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。これにより、当社の企業価値・株主

共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(d)独立性のある社外取締役等の判断の重視および第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(e)合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三三(1)「本プランの発動に係る手続」(e)および上記三三(2)「本対抗措置実施の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

(別紙1)

#### 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならぬ。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決定を行う（但し、下記①に定める本対抗措置の実施または不実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的とはならない。
  - ① 本対抗措置の実施または不実施
  - ② 本対抗措置の中止または本新株予約権の無償取得

- ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
    - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
    - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
    - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
    - ④ 買付者等との協議・交渉
    - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
    - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
    - ⑦ 本プランの修正または変更の承認
    - ⑧ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
    - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
    - ⑩ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
  - ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
  - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

(別紙2)

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

[氏名] 矢作 恒雄 (やはぎ つねお)  
当社社外取締役

[生年月日] 昭和17年2月27日

[略歴] 昭和40年4月 三菱商事株式会社入社  
平成2年4月 慶應義塾大学大学院教授  
平成14年3月 当社取締役(現職)  
平成19年4月 慶應義塾大学名誉教授(現職)  
平成19年4月 尚美学園大学大学院教授(現職)

※矢作恒雄氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役です。

[氏名] 松本 傳 (まつもと つとお)  
当社社外監査役、公認会計士

[生年月日] 昭和10年2月16日

[略歴] 昭和39年2月 公認会計士登録  
昭和55年9月 監査法人朝日会計社代表社員  
平成14年3月 朝日監査法人退社  
平成20年3月 当社監査役(現職)

※松本傳氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役です。

※同氏は、当社の会計監査人あずさ監査法人の前身である朝日監査法人の代表社員を平成14年3月まで務めておりましたが、退任後8年程度の期間が経過していること、また、平成20年3月以降は当社の社外監査役として当社の経営を継続的に監視監督している立場にもあることから、独立委員として適任であるものと判断しております。

[氏名] 菅野 智巳 (すがの さとし)  
弁護士

[生年月日] 昭和40年12月17日

[略歴] 平成6年4月 弁護士登録、成富総合法律事務所入所  
平成15年10月 成富総合法律事務所パートナー  
平成17年10月 丸の内南法律事務所に名称変更 パートナー(現職)

以上

(別添)

当社の大株主の状況（平成21年12月31日現在）

| 株主名                    | 所有株式数    | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 |
|------------------------|----------|---------------------|
| 株式会社横浜銀行               | 16,246百株 | 5.06%               |
| 株式会社みずほコーポレート銀行        | 16,246   | 5.06                |
| 三菱鉛筆取引先持株会             | 15,833   | 4.94                |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口 | 15,079   | 4.70                |
| 株式会社三井住友銀行             | 12,668   | 3.95                |
| 大同生命保険株式会社             | 11,720   | 3.65                |
| ニッセイ同和損害保険株式会社         | 9,515    | 2.96                |
| 三井住友海上火災保険株式会社         | 9,515    | 2.96                |
| 住友信託銀行株式会社             | 9,510    | 2.96                |
| 明治安田生命保険相互会社           | 8,997    | 2.80                |

(注) 上記のほか、当社は自己株式を10,981百株保有しております。また、上記「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除して算出しております。

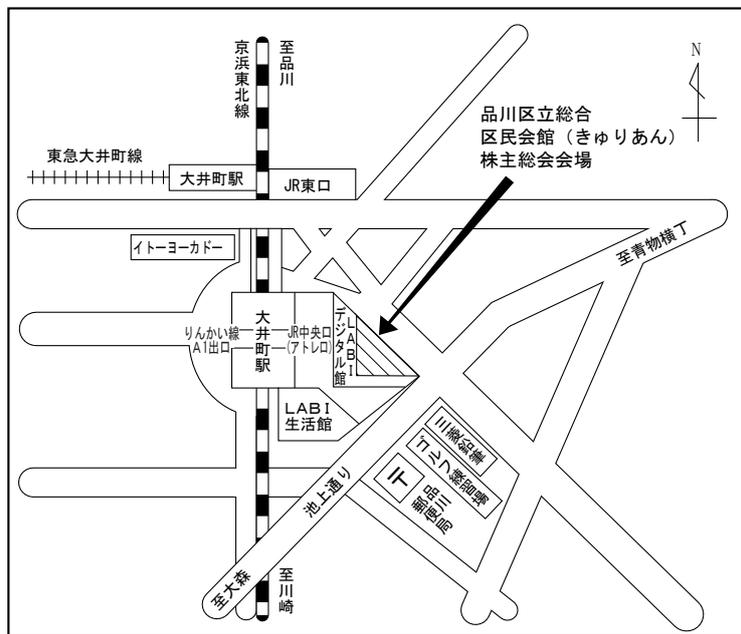
以上

## 株主総会会場ご案内略図

品川区立総合区民会館（きゅりあん） 7階イベントホール

東京都品川区東大井五丁目18番1号

電話 03（5479）4100



交通 JR京浜東北線大井町駅中央口（アトレ側）、りんかい線大井町駅A1出口または東急大井町線大井町駅から徒歩2～3分

会場地下に駐車場（有料）がありますが、混雑が予想されますので、なるべく電車・バスをご利用願います。